

令和5年度

子どもの成長応援臨時給付金のご案内

対象者

支給対象者：下記の対象児童を養育している人

- 対象児童：①令和5年4月30日時点で松戸市に住民登録がある0歳から18歳の児童
(平成17年4月2日から令和5年4月30日までに出生した児童)
②令和5年5月1日から令和6年4月1日までに出生し、出生後初めての
住民登録地が松戸市である児童

支給額

対象児童1人につき **1万円**

対象者には、お知らせを9月下旬から順次郵送します。郵送物が届き次第オンラインでのお手続きができます。



支給方法

申請が不要な人

- 対象児童①のうち、松戸市で支給する児童手当などの対象である場合

松戸市

①振込口座が記載された「給付金支給のお知らせ」を送付

②振込口座の変更が必要な場合や、受け取りを辞退する場合のみ届け出

③給付金の振込

支給対象者

申請が必要な人

- 対象児童①のうち、上記に該当しない場合
- 対象児童②

松戸市

①「給付金申請のお知らせ」を送付

②振込口座を指定して申請
【申請期限】
令和6年2月29日(木) 必着
※対象児童②のみ
令和6年4月30日(火) 必着

③決定通知送付後、給付金の振込

支給対象者

【注意】
申請期限を過ぎてしまうと給付金の支給ができませんのでご注意ください。

◆松戸市子どもの成長応援臨時給付金コールセンター（平日9：00～17：30）
0120-977-359 または **090-1992-4687**



<提出先>

〒271-8588 松戸市根本387番地の5 松戸市役所新館7階

松戸市ホームページ

松戸市 子ども部 子育て支援課 児童給付担当室 子どもの成長応援臨時給付金担当